

【声明】感染症法への罰則導入に強く抗議します

2021年2月4日

北海道民主医療機関連合会

会長 小市 健一

昨日、感染症法改正案が国会で可決、成立しました。北海道民医連は、感染症法への罰則導入に対して強く抗議し撤回を求めます。

感染症対策は、行政と国民や医療機関との信頼関係に基づいて進められてこそ実効性をもちます。

入院拒否や積極的疫学調査に協力しないことを以て過料することになれば、国民の協力を得られなくなるばかりか、感染者への差別や偏見を助長することにもなりかねません。また、新型コロナ感染者の受入れ勧告に従わない病院の名称を公表することは「見せしめ」的措置であり、国民と医療機関との信頼関係を破壊し、風評被害を招くことにもつながります。

実効性も乏しく、感染症対策を国民と医療機関の自己責任に押し付け、強権的に私権を制限する今回の「改正」に改めて強く抗議し、罰則の廃止を求めます。

以上